

平成18年5月26日
周南社協要綱第69号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
地区社協福祉総合活動費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が住民会費収入を財源として、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の事業を助成することを目的とした地区社協福祉総合活動費（以下「活動費」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付先)

第2条 活動費の交付先は、各地区社協とする。

(交付金額の算出)

第3条 交付金額は、各地区の住民会費納入額の合計から、各地区の自治会加入世帯数合計の9割に100円を乗じた金額を引いた金額とする。なお、自治会加入世帯数は原則として各年度の6月1日現在の数によるものとする。

(交付期日等)

第4条 交付期日及び入金集計期間は、原則として下記の通りとする。

- (1) 8月末日（4月～7月末日入金分）
- (2) 12月末日（8月～11月末日入金分）
- (3) 4月末日（12月～3月末日入金分）

(地区社協設立時の取扱)

第5条 年度の途中において新しく地区社協が設立された場合には、第3条及び前条の規定にかかわらず次のように取り扱うものとする。

- (1) 設立年度における第3条の交付金額は、同条により算出した額に設立の日の属する月から年度末までの月数を乗じたものを12で除した額とする。
- (2) 設立当初の活動費に充てるために設立後直ちに10万円を限度として交付することができる
- (3) 前号の交付金は、第1号の交付金の内金とし、同一年度内に清算するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月26日から施行する。
- 2 徳山支部地区社協福祉総合活動費交付要綱（平成16年要綱第56号）は廃止する。